

長期優良住宅建築等計画の実施について

住宅の寿命を延ばすことにより、環境負荷の低減や、住居費負担の低減を図ることができます。

「良いものをつくって、きちんと手入れして、長く使う」ために、認定を受けた「長期優良住宅建築等計画」に沿って、住宅の建築及び維持保全を実施してください。

なお、計画の実施にあたっては、次の事項をお守りください。

1. 建築工事が完了したときには「工事完了報告書」を提出してください。

＜提出書類＞

- ・ 工事完了報告書（別紙 1 又は 2）
※設計士が工事監理をしている場合は別紙 1、それ以外は別紙 2
- ・ 建築基準法に基づく検査済証
※次の図書のいずれかを添付してください。
- ・ 建設住宅性能評価書の写し（登録住宅性能評価機関から交付を受けている場合）
- ・ 工事監理報告書の写し（建築士により工事監理を行った場合）
- ・ 施工者が記載した報告書（延べ面積が 100 m²以下で工事監理者を置かない場合）

2. 建築及び維持保全の状況に関する記録の作成及び保存をしてください。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定により、記録の作成及び保存が義務付けられております。

なお、記録する項目については別添のとおりとなっております。

3. 以下に該当する場合には、法に基づき必要な手続きを行ってください。

- （1）認定を受けた計画の変更をしようとするとき（第三号様式もしくは第五号様式）
- （2）認定計画実施者の地位を承継するとき（第七号様式）
※様式はいずれも法定様式です

不明な点については、下記までお問い合わせください。

（問い合わせ先）

市川市街づくり部建築指導課

電話：047-712-6336